

やな 築漁争論

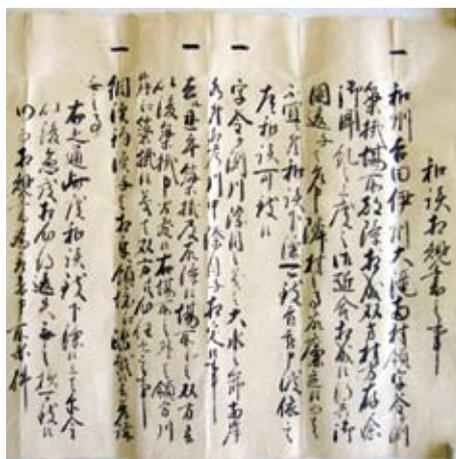
市史編さんだより(7)

江戸時代、村と村の間では、山の境界や田の水をめぐって多くの争いごとが起こりました。今回は、市史編さんの資料収集で見つかった古文書の中から、大滝村（現伊賀市大滝）の築（木や竹で水の流れを一カ所に集め、そこに来る魚を獲る仕掛け）漁に関わる争論を紹介します。この中には、築漁を行ってきた由来や、築を仕掛ける位置を示した絵図などのほか、相談のための寄合いや関係者へ書状を届ける費用、書類を作成する半紙代などの経費を記した文書があります。

大滝村は、名張川をはさんで大和国吉田村（現奈良県山添村）と接しており、この川での築漁をめぐって争論がありました。

ある年、大滝村領内のある場所に水死体が引掛かりました。大滝村はそこが吉田村の築掛け場所であるので、吉田村が片付けるようにと主張して、吉田村が多額の費用を負担しました。また、材木が流れてきたときも同様であったため、吉田村ではこの場所は自村の築場であると理解していました。ところが、嘉永5年（1852）になって、大滝村が、境界は川の真ん中であるとして釜淵という場所に築を仕掛けたために争論に発展しました。吉田村の訴えに対して、大滝村は水死体の処理の一件は、「いつのことかわからない、吉田村とのやり取りやいきさつも村役人さえ聞いたことがない」などと反論しました。

この争論を記した文書を見ると、両村のい



▲築漁争論和談文書（市内個人所蔵）

さかいはこの時が初めてではなく、何十年も前から何度も問題となっていくすぶっていたようです。結局のところ、万延元年（1860）になって、国が違うとはいえ隣村であることから和解し、①境界は大水の時には両岸とも浸水するので川の中央とすること、②争論となった場所は、双方とも以後は築をかけず、それぞれの村側の岸へ掛けることは自由とすること、③網漁や釣は境界を越えてもかまわないことが決められました。

長期にわたって何度も繰り返して争論が起こり、多くの文書が残されていることから、川で漁をする権利が生活に密着した大変重要なものであったことがわかります。

本庁総務課市史編さん係 ☎52・4380



ひとが輝く 地域が輝く
～住み良さが実感できる自立と共生のまち～
伊賀市 IGA CITY



大山田収穫まつり2007

毎年恒例となる「大山田収穫まつり」が11月4日（日）に大山田B&G海洋センター駐車場で行われました。

ステージでは大山田西・東保育園の園児による忍にん体操やふたば幼稚園の園児によるダンス、また大山田ふるさと音頭保存伝承会による「ふるさと音頭」などが催されました。

会場内では、各種団体によるブースが多数出店していて、どの店も大人気で長蛇の列が出来ていました。大山田地域の各住民自治協議会もブースを出していて、牛串ステーキや稲穂焼きの販売、介護用品の展示などをしていました。（今月の表紙）



発行日 平成19年12月1日
発行 伊賀市
〒518-8501
三重県伊賀市上野丸之内116番地
編集 企画振興部広聴広報課
☎0595-22-9636
FAX 0595-22-9617
伊賀市ホームページ：
<http://www.city.iga.lg.jp/>



この広報紙は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。